

新株予約権の払込金額は、ブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。また、割当てを受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺する。

ブラック・ショールズモデル

$$c = Se^{-qt} N(d) - Ke^{-rt} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln(S/K) + (r - q + \sigma^2/2)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- ① 1株当たりのオプション価格 (C)
 - ② 株価 (S) : 新株予約権発行の日の株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社の普通株式の普通取引の終値 (当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)
 - ③ 新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額 (K) : 1円
 - ④ 予想残存期間 (T) : 10.8年
 - ⑤ ボラリティリィ (σ) : 平成18年10月2日から平成26年4月15日までの当社普通株式の普通取引の各取引日の終値に基づき算出した株価変動率
 - ⑥ 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間 (T) に対応する国債の利子率
 - ⑦ 配当利回り (q) : 1株当たりの配当金 (平成25年11月期の配当実績) \div 株価 (S)
 - ⑧ 自然対数 (ln)
 - ⑨ 自然対数の底 (e)
 - ⑩ 標準正規分布の累積密度関数 (N (...))
- (4) 新株予約権と引き換えにする払込金額の払込みの期日
平成26年4月15日
 - (5) 新株予約権の割当日
平成26年4月15日
 - (6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額金1円に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。
 - (7) 新株予約権を行使することができる期間
平成26年4月16日から平成56年4月14日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役在任中は新株予約権を行使することができず、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。
 - ② 新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役在任中に死亡した場合又は当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に死亡した場合は、その者の相続人は、その者が死亡した日の翌日から3か月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
 - ③ 新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役を解任された場合には、新株予約権を行使することができない。
 - ④ 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括してのみ行使することができる。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び取得条件
定めない。
 - (10) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには取締役会の承認を要するものとする。
 - (11) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する

る事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

- (12) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。
- (13) 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件
当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（2）に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
1株当たりの金額を金1円とし、これに新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
前記（7）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記（7）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使の条件
前記（8）に準じて決定する。
- ⑦会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
前記（9）に準じて決定する。
- ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。
- ⑨新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記（11）に準じて決定する。
- ⑩新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。
- (注) 平成22年2月24日開催の第9回定時株主総会にて、取締役に対する非金銭報酬として承認された金銭の総額、新株予約権の個数及び内容の範囲内で発行するものがあります。

以 上